

事務連絡  
令和5年3月1日

各区長様

三木市立総合隣保館長

「隣保館だより」の回覧について(依頼)

早春の候、貴職におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申しあげます。

日頃は、隣保館事業の推進につきまして格別のご理解ご協力を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、「隣保館だより」の全戸回覧について、お忙しいところお手数をおかけしますが、ご協力いただきますようお願いいたします。

記

- 1 送付物 隣保館だより 3月号
- 2 送付部数 回覧部数分
- 3 連絡先 三木市志染町吉田823  
三木市立総合隣保館  
TEL 82-8388 担当：赤松・橘田

# 隣保館だより

## 3月号 No.500

つなごう手と手  
築こう心の架橋を



【発行・編集】

令和5年3月1日発行

三木市立総合隣保館 〒673-0501 三木市志染町吉田 823

お問い合わせ

TEL

82-8388

FAX

82-8658

E-mail

jinken@city.miki.lg.jp

## 構造的差別の撤廃へ

…マジョリティ側が陥りやすい『多様性』の罠…  
「国際人権ひろば」ヒューライツ大阪 2021.11 No.160 を読んで

### 「みんなちがって みんないい」？

出口真紀子さん（上智大学外国語学部教授）の論説を読んで、ハッとさせられました。

「みんなちがって みんないい」は、とても好意的に捉えられているスローガンだが差異を尊重する一方で、背景にある構造的な差別には言及しないという意味では、有害ですらある。

よく「違いはその人にとっての個性である」という言い方がされるが、「自分らしさ」「価値観」「持ち味」を大切に認め合おう、というのは、背後にある差別構造をないことにしており、根本的な差別解消にはつながらない。「障害は個性だ」というのも同様である。制度的・文化的差別などの構造的差別をないことにして、健常者も障がい者も対等で、ユニークな存在である、という考え方には、マイノリティ側である障がい者が苦しめられるそもそもの原因を作っている構造的差別を解消しなければならない、という視点がすっぱり抜け落ちている。

ここまで読んで、令和4年度人権作文集第52集のPTA優秀賞（井上絵梨子さん）「素直な心」の次の文を思い出しました。

（略）「最近では障がいではなく個性、どの子も同じですよ」と声をかけていただくことがあります。個性と言っていることがありますが、病気を患う方にそれは個性ですとは言わないように、障がいには病気と同様にその特性ゆえの辛さがあります。本人も家族も多くの努力と支援を必要としています。（略）

私たち（マジョリティ側）は差別の問題を「情緒」や「気持ち」の問題としてとらえる

### 次ページは わたしたちと 優生思想

～優生保護法がもたらした人権侵害～  
です

ことしかできていないのではないか…。この大学では、個人レベルの直接的差別以外に背後にある制度的・文化的差別について教育しているそうです。

**制度的差別**は、法律、教育、政治、メディア、医療制度、企業といった制度の中で行われる差別行為で、悪意がなく、ここが中立的な判断をしても結果的にある集団が不利になるといった影響を与える。制度や構造は強固でなかなか変わりにくいため、その影響力は大きくかつ長期に及ぶ。

**文化的差別**は、社会で広く共有されているステレオタイプ、固定観念や社会規範などが含まれ、「郷に入っては郷に従え」「人間はみな努力すれば成功する」「差別について語ること自体がタブー」といった、明文化されていないが、多くの人々の間で共有されている数々の規範を意味する。こうした規範はマイノリティにとっては抑圧的に働き、根強く変えにくい差別であるといえよう。

人種・民族、性別、性的指向、性自認、学歴などの属性を見たとき、より権力を持っている側の集団に属している人たちが「マジョリティ性を多く持った人々」「マジョリティ側」と呼び、自らの特権（労なくして得られる優位性）に無自覚であり、社会における構造的な不平等についても無自覚で、マイノリティ側の人々は、少数派で不平等な抑圧を受けている場合が多い。「多様性」を尊重するとしながら、意思決定権のある立場は、マジョリティ側の人間で固められていないだろうか？ それこそが「真の多様性」を妨げている構造である。差別を生んでいる社会構造をマジョリティ、マイノリティがともに異なる視点から見つめ対話を重ねることで構造的差別の撤廃へと進むことができるといふ道筋等を学ばせていただいた。

# 人権の小窓

(250)

令和5年3月

## わたしたちと 優生思想

～優生保護法がもたらした人権侵害～

### 優生思想って、なあに？

優生思想という言葉聞いたことがあるでしょうか。優生思想とは、人間の生命に格付けをして、「生きるに値する命」と「生きるに値しない命」を切り分け、それに基づいて生存の適否を決定しようとする思想と言えるのではないかと思います。産む／生まれるという生殖の場に限れば、生まれながらにして「優秀な人」と「劣った人」がいるという誤った認識を前提に、「優秀な人」をより多く出産し、「劣った人」はできる限り生まれてこないようにして、人間の集団の質を改良しようとする考え方だといえます。

### 旧優生保護法のもとでの

#### 強制不妊手術

日本では、この「優生」を名称に含み、「不良な子孫の出生防止」を目的に掲げた旧優生保護法（1948年制定、以下旧法）のもとで、障害を理由に、本人の意思に基づかない不妊手術が行われました。国からの通知で、本人が拒否した場合でも、身体を縛ったり麻酔薬で眠らせたり、「これは盲腸の手術だ」などと騙して手術をしても良いとされていたのです。また、形式上は「本人の同意に基づく」とされたものの、拒否できない状況で同意を迫られたり、本人には何も知らされないまま、親などの同意が本人同意とみなされた場合も多かったのです。こうして、障害を理由に不妊手術を強いられた人は、統計上で明らかになっているだけでも、約2万5千人に上ります。

さらには、旧法が認めた不妊手術は卵管や精管を縛ったり切ったりする方法だけですが、その範囲を大きく超えて、



立命館大学 生存学研究所  
としみつ けいこ  
客員研究員 利光 恵子



「優生保護法問題の全面解決をめざす  
全国連絡会」共同代表。

著書に『戦後日本における女性障害者への強制的な不妊手術』、『受精卵診断と出生前診断—その導入をめぐる争いの現代史』など。

「障害者が、子どもを産んで育てるのは不可能」といった差別偏見や「月経の介助が面倒」といった理由で、障害のある女性の子宮摘出や卵巣への放射線照射が行われました。施設入所の際の条件とされたり、入所中の施設から勧められることも多かったようです。障害を理由に、睾丸を摘出する去勢手術を受けさせられた男性もおられます。また、複雑な家庭環境や貧困から児童施設に入所中の子どもたちが、「不良」な存在とみなされ、不妊手術を受けさせられた例も明らかになっています。

### 強制不妊が奪ったもの

これまで、被害者の方々の話を聞いてきて改めて思うのは、若い時に受けた強制不妊手術がその後の人生に大きな重荷を課してきたということです。子どもを産み育てる選択を暴力的に奪われ、その経験を剥奪されたのは本当に大きいことですが、それだけではない。手術による後遺症で、晩年に至るまで様々な体調不良に苦しんでおられます。また、被害者の多くが自らの経験を話す際に、何度も「くやしい、くやしい」と繰り返されるのですが、強制不妊は「あなたは、子どもを生んではいけない不良な人」と烙印を押されたようなものであり、その差別的な烙印に対する屈辱感に苛まれ続けている。そして、「女性としても、人間としても無価値になった」「自分の大切な部分を侵された」と感じるなど、自尊感情を歪められたり、個人としてのアイデンティティの揺らぎも引き起こしておられました。

強制不妊は、心と体にそれほどの傷を残すものであり、その被害は今も続いているということです。



## 強制不妊手術からの 人権回復をめざして

旧法は、1996年に、障害を理由とした不妊手術や中絶を合法化していた条文が削除され「母体保護法」に名を変えましたが、旧法の下での人権侵害についての反省や調査・検証は全く行われませんでした。



2018年になって、知的障害を理由に不妊手術を強いられた女性が、「優生保護法は憲法違反だ」として仙台地裁に提訴したことをきっかけに、長年沈黙を強いられてきた被害者達が次々と声を上げ始めました。

これまでに、全国の10の地裁・支部に31人の被害者が国賠訴訟を提起し、今年1月末までに、8つの地裁判決と2つの高裁判決が示されています。大半の判決で、優生保護法は差別思想に基づく非人道的なものであり、幸福追求権を保障する憲法第13条や法の下での平等を定めた第14条などに反して違憲であるとの判断が示されました。

ところが、大きな壁として立ちちはだかったのが、被害から20年以上が経過すれば損害賠償を請求する権利は消滅するという「除斥期間」です。多くの地裁で、この除斥期間を適用して原告らの訴えを棄却する判決――いわば、「時間切れ」を理由に国を免責するという判決が続きました。しかしながら、2022年春に示された大阪高裁と東京高裁の判決、そして今年1月の熊本地裁判決では、被害者らが長期にわたって訴訟を提起できなかったのは、国が旧法によって差別・偏見を正当化・固定化、さらに助長したことに原因があるとして、正義・公平の立場から除斥期間の適用を除外し、国に対して損害賠償を命じています。残念なことに、国がこれらの判断を不服として上訴したため、原告らの被害回復は先送りされてしまいました。

一方、国賠訴訟提訴をきっかけに、2019年4月には「旧優生保護法に基づく優生手術を受けた者に対する一時金支給等に関する法律」が成立しました。重大な被害に見合った金額とは到底言えないものの、旧法の下で生殖を不能と

する手術や放射線照射を受けた人に、320万円の一時金を支給しようというものです。しかし、昨年末で一時金を受け取ったのは、わずか1027人。統計上明らかになっている被害者2万5千人の約4%にすぎません。

被害者の多くは、すでに高齢です。提訴した原告31人のうち既に5人が亡くなっておられます。時間の猶予はありません。あらゆる手段を用いて、早急に被害者らを掘り起こし、強制不妊が誤りであったことを謝罪し、その名誉と人権を回復させねばなりません。

## 私たちが、今、問うべきこと

同じ過ちを繰り返さないためにも、なぜこのような人権侵害が50年にわたって「合法」とされ、差別条項がなくなった後も放置され続けてきたのか、あるいは、行政と福祉・医療・教育が一体となって不妊手術を押し進めてきたしくみの全容について明らかにする必要があります。




なにより、「優生保護法の犯した罪」について問いた다는ことは、今も連綿と続く、病や障害を理由に不妊手術や中絶を強いた考え方や社会のありようを、私たち自身が問うことです。昨年末に明らかになった北海道江差町のグループホームにおける知的障害者への不妊処置の強要は、障害者が子どもを産み育てることへの支援体制が、いまだに全く不十分であることを突き付けました。あるいは、障害を理由とする不妊手術を正当化した考え方は、現在、急速に進行する出生前検査等の“いのちを選別する技術”の開発・普及に直接つながっているのではないのでしょうか。



最初に、強制不妊を正当化した優生思想は、「人間の生命に格付けをすること」だと述べましたが、産むことを強く求められる人／産まない方がよいとされる人、待ち望まれる命／生まれるべきではないとされる命という線引きは、今も歴然としてある。改めて、強制不妊手術が投げかける問題は、決して過去のものではないことを強調したいと思います。

隣保館カレンダー



日	曜	催し・講座など	日	曜	催し・講座など
1	水	子育てキャラバン 10:00~	16	木	手芸サークル 13:30~
2	木	手芸サークル 13:30~	17	金	経営相談 10:00~
3	金		18	土	茶道教室 9:00~
4	土	書を楽しむきらきら教室 13:00~ 茶道教室 9:00~	19	日	
5	日		20	月	
6	月		21	火	春分の日
7	火		22	水	
8	水		23	木	
9	木		24	金	経営相談 10:00~
10	金	経営相談 10:00~	25	土	
11	土		26	日	
12	日		27	月	
13	月		28	火	
14	火	経営相談 10:00~	29	水	
15	水		30	木	手芸サークル 13:30~
			31	金	

**2023年度 じんけんカレンダー**  
感謝の気持ちを伝えたいとき



三木市人権・同和教育協議会

三同教の2023年度じんけんカレンダーが今月中旬に完成します。公共機関や各自治会に配付いたしますのでご活用ください。ご希望の方は、隣保館まで連絡ください。

このカレンダーは、「感謝の気持ちを伝えたいとき」をテーマに写真とメッセージを募集した「じんけんフォト&メッセージコンテスト」で令和4年度に入賞した作品を掲載しています。

特選は、「ひまわりのような笑顔をありがとう」です。優秀賞3点は、「じいじばあばいつもいっしょにあそんでくれてありがとう」、「ずっと楽しみに待ってたよ！生まれてきてくれてありがとう！」、「共に過ごし、共に笑い合える。そんな時間に感謝♡」です。

日常生活の中にある感謝の気持ちを伝えあいながら明るく住みよい三木市をつくっていきましょう。

- 【人権に関する記念日等】(3月)**
- 3日：全国水平社創立記念日 1922(大正11)年3月3日、京都・岡崎公会堂で、部落差別からの解放を自らの手で勝ち取ろうと全国水平社が結成された。
  - ：耳の日 1954(昭和29)年、耳に関心を持ち、耳を大切にするために、また、耳の不自由な人々に対する社会的な関心を盛り上げるために制定。
  - 8日：国際女性デー 1904(明治37)年3月8日にアメリカで、女性労働者が女性参政権を要求してデモを起こした。1910(明治43)年に「女性の政治的自由と平等のためにたたかう」記念日とするよう提唱したことがきっかけ。
  - 21日：国際人種差別撤廃デー 1960(昭和35)年3月21日、南アフリカで、人種隔離政策(アパルトヘイト)に反対するデモ行進に対して警官隊が発砲し69人が死亡。国連が人種差別に取り組む契機となった。1966(昭和41)年の国連総会で制定。

**3月は【自殺対策強化月間】です**

**【あなたの悩みや心配事を聞いてくれる人がいます】**

**「三木市こころの相談窓口」**  
月曜～金曜：9:00～17:00 祝日は除く  
電話番号 **0794-89-2471**  
※相談は無料で、秘密は厳守します。